

# 監 査 報 告 書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第71期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当組合の監事は、定款第22条に定めるところにより、監査の範囲が限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類、計算書類及びその附属明細書について説明を求めました。さらに、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、財産目録、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年6月14日

日本船主責任相互保険組合

監事 久 下 豊 ①

監事 根 本 正 昭 ①

監事 鶴 丸 俊 輔 ①